

令和八年九月二十八日

広島県知事 横田 美香

広島県規則第四十五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の二部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(厚生環境事務所長への委任) 第八条 次に掲げる事務は、厚生環境事務所長に委任する。ただし、第一号、第四号(一)から四まで、第七号、第九号、第十一号、第十二号、第十六号、第二十七号(一)から(三)まで、第二十八号(一)、第二十九号(一)及び(二)並びに第三十号(一)から四までに掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長に、第十一号(一)から(八)まで、(十)及び(四)に掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第二十六号(四)及び(五)に掲げる事務については広島県西部東厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第三十八号に掲げる事務については広島県西部東厚生環境事務所長に限り、第十九号から第二十一号まで、第二十五号並びに第二十六号(一)から(六)まで、(四)から(六)まで、(五)(土壌環境に係るものを除く。)及び(五)(屋外燃焼行為の規制に係るものを除く。)に掲げる事務については広島県北部厚生環境事務所長を除き、広島県西部東厚生環境事務所長、広島県東部厚生環境事務所長及び広島県北部厚生環境事務所長にあつては第二十七号(一)から(四)まで、(四)から(六)まで及び(四)から(六)までに掲げる事務については産業廃棄物に係るものに限る。 一―二十六 (略) 二十七 (略) (一)―(四) (略) (五)―(六) (略) 令 第九條の三の三第四項において準用する第九條の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令 第九條の三の三第四項において準用する第九條の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知	(厚生環境事務所長への委任) 第八条 次に掲げる事務は、厚生環境事務所長に委任する。ただし、第一号、第四号(一)から四まで、第七号、第九号、第十一号、第十二号、第十六号、第二十七号(一)から(三)まで、第二十八号(一)、第二十九号(一)及び(二)並びに第三十号(一)から四までに掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長に、第十一号(一)から(八)まで、(十)及び(四)に掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第二十六号(四)及び(五)に掲げる事務については広島県西部東厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第三十八号に掲げる事務については広島県西部東厚生環境事務所長に限り、第十九号から第二十一号まで、第二十五号並びに第二十六号(一)から(六)まで、(四)から(六)まで、(五)(土壌環境に係るものを除く。)及び(五)(屋外燃焼行為の規制に係るものを除く。)に掲げる事務については広島県北部厚生環境事務所長を除き、広島県西部東厚生環境事務所長、広島県東部厚生環境事務所長及び広島県北部厚生環境事務所長にあつては第二十七号(一)から(四)まで、(四)から(六)まで及び(四)から(六)までに掲げる事務については産業廃棄物に係るものに限る。 一―二十六 (略) 二十七 (略) (一)―(四) (略) (五) 第九條第七項の規定による欠格要件に係る届出の受付 (六)―(七) (略) 令 第九條の三の三第三項において準用する第九條の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令 第九條の三の三第三項において準用する第九條の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知

(四) 第九条の三の三第四項において準用する第九条の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受付

〔要〕 第九条の三の三第三項において準用する第九條の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受付

(望) 第九条の三の三第四項において準用す

(望) 第九条の三の三第三項において

る第九条の三第九項において準用する同条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の変更計画の変更又は廃止の命令

る第九条の三第九項において準用する同条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の変更計画の変更又は廃止の命令

(望) 第九条の三の二第四項において準

第九條の三の三第三項において準

る第九条の三第九項において準用する同条第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の内容が相当である旨の通知

る第九条の三第九項において準用する同条第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の内容が相当である旨の通知

人日

第九條の三の三第四項において準用する第九條の三第十項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命

〔聖〕 第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命

令

合

第九條の三の三第四項において準用する第九條第三項の規定による一般廃棄物処理施設の輕微な変更若しくは変更又は廃止若しくは休止若しくは再開の届出の

(四) 第九條の三の三第三項において準用する第九條第三項の規定による一般廃棄物処理施設の輕微な変更若しくは変更又は廃止若しくは休止若しくは再開の届出の

廃止

(四) 略

(四七) (六四) (略)

第十四条の二第三項において準用する
第七條の二第五項の規定による欠格要件

に係る届出の受付（広島市、呉市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者に係るものは除く。）

(齒)
・
(圭)
(略)(美)
・
(七)
(略)

(四) 第十四条の五第三項において準用する第七條の二第五項の規定による欠格要件に係る届出の受付（広島市、呉市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者に係るものは除く。）

係るものは除く。）

(突一七九) 略

(究全)略

第十五条の二の六第三項において準用する第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出の受付

に係る届出の受付

(十一) 皇略

(六) 略

二十八―三十八 (略)
三十九 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

二十八―三十八 (略)
三十九 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

付与

第四号四、第九号五及び六、第十一号七
及び九、第十九号二、三、五、六、八、十
一、一三から一五まで及び一七、第二十号二、三
及び五、第二十一号二、三、五及び六、第
二十二号三及び四、第二十三号九及び十、
第二十四号二、三、四、十、十一、一三、一五、
一七、一八、二〇、二二、二四、二六及び二八、第二十四
号の二一、第二十五号三、第二十七号五、
六、七、八、九、一〇、一一、一二、一四、一六、一八、
二〇、二二、二四、二六、二八、三〇、三二、三三、三六、
三八、四〇、四二、四四、四六、四八、五〇、五二、五四、
五六、五八、六〇、六二、六四、六六、六八、七〇、七二、
七四、七六、七八、八〇、八二、八四、八六、八八、九〇、
九二、九四、九六、九八、一〇〇、一〇二、一〇四、一〇六、
一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、
一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、
一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、
一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、
一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、
一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、
一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、
一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、
一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、
一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、
一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、
一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、
一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、
一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、
二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、
二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、
二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、
二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、
二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、
二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、
二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、
二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、
二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、
二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、
二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、
二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、
二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、
二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、
三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、
三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、
三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、
三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、
三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、
三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、
三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五〇、
三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、
三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、
三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七〇、三七二、
三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、
三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、
三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、
三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、
四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、
四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、
四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、
四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、
四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、
四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、
四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、
四五〇、四五〇、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、
四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、
四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、
四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、
四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、
四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、
四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、
四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、
五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一〇、五一二、五一三、
五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、
五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、
五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、
五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、
五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、
五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、
五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、
五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、
五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、
五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、
五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、
五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、
五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、
六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一〇、
六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、
六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、
六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、
六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、
六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、
六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、
六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、
六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、
六六八、六六九、六七〇、六七〇、六七二、六七三、六七四、
六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、
六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、
六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、
六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、
七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、
七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、
七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、
七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、
七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、
七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、
七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、
七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、
七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、
七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七〇、七七二、
七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七八八、七八九、
七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、
七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、
八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一〇、
八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、
八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、
八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、
八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、
八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、
八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、
八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、
八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、
八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、
八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、
八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、
八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、
八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、
九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、
九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、
九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、
九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、
九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、
九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、
九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五〇、
九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、
九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、
九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、
九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、
九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、
九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、
九九四、九九五、九九六、九

第四号四、第九号五及び六、第十一号七
及び九、第十九号二、三、五、六、八、十
一、十二から十五まで及び十六、第二十号二、三
及び五、第二十一号二、三、五及び六、第
二十二号三及び六、第二十三号九及び十、
第二十四号二、三、七、十、十一、十二、十三、
十四、十八、二十、二十一、二十二、二十三、
二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、
二十九、三十、三十一、三十二、三十三、
三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、
三十九、四十、四十一、四十二、四十三、
四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、
四十九、五十、五十一、五十二、五十三、
五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、
五十九、六十、六十一、六十二、六十三、
六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、
六十九、七十、七十一、七十二、七十三、
七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、
七十九、八十、八十一、八十二、八十三、
八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、
八十九、九十、九十一、九十二、九十三、
九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、
九十九、一百

四、(金)、(尖)、(頁)、(頁)、(頁)から(頁)まで、

(<u>四</u>)、(<u>五</u>)及び(<u>六</u>)、第二十八号(<u>八</u>)、第三十二号(<u>五</u>)並びに第三十三号(<u>四</u>)及び(<u>六</u>)	(<u>四</u>)、(<u>五</u>)及び(<u>六</u>)、第二十八号(<u>八</u>)、第三十二号(<u>五</u>)並びに第三十三号(<u>四</u>)及び(<u>六</u>)
第九条 (保健所長への委任) (略) 一六 (略)	第九条 (保健所長への委任) (略) 一六 (略)
七・八 (略)	七 削除 八・九 (略)
九 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第十三条第三項の規定による歯科技工所番号の通知	
九の二 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(令和八年厚生労働省令第六十三号)附則第三条の規定による歯科技工所番号の通知	
十一 九十一 (略)	十一 九十一 (略)
九十二 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与 第一号(<u>五</u>)、(<u>七</u>)、(<u>八</u>)から(<u>三</u>)まで、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第四号(<u>六</u>)、第六号(<u>一</u>)及び(<u>七</u>)、第七号(<u>一</u>)及び(<u>五</u>)、第八号(<u>二</u>)及び(<u>三</u>)、第十六号(<u>六</u>)、第十八号の(<u>三</u>)及び(<u>三</u>)、第二十号(<u>三</u>)、(<u>七</u>)、(<u>十</u>)及び(<u>六</u>)、第二十二号(<u>一</u>)及び(<u>七</u>)、第二十五号(<u>一</u>)及び(<u>七</u>)、第二十八号(<u>五</u>)、第三十二号(<u>八</u>)及び(<u>九</u>)、第三十五号(<u>七</u>)、第三十九号(<u>六</u>)、(<u>八</u>)及び(<u>九</u>)、第四十一号(<u>五</u>)及び(<u>七</u>)、第五十一号(<u>三</u>)、(<u>五</u>)、(<u>六</u>)及び(<u>八</u>)、第五十二号(<u>三</u>)、第五十九号(<u>六</u>)、(<u>六</u>)、(<u>六</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第六十四号(<u>四</u>)、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第六十七号(<u>三</u>)、第七十三号(<u>四</u>)から(<u>四</u>)まで、(<u>四</u>)から(<u>四</u>)まで、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第七十六号(<u>四</u>)から(<u>四</u>)まで、第七十九号(<u>四</u>)及び(<u>七</u>)、第八十一号(<u>五</u>)、(<u>七</u>)及び(<u>八</u>)、第八十三号(<u>五</u>)、(<u>七</u>)から(<u>十</u>)まで及び(<u>六</u>)、第八十五号(<u>一</u>)並びに第八十九号(<u>六</u>)	九十二 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与 第一号(<u>五</u>)、(<u>七</u>)、(<u>八</u>)から(<u>三</u>)まで、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第四号(<u>六</u>)、第六号(<u>一</u>)及び(<u>七</u>)、第八号(<u>一</u>)及び(<u>五</u>)、第九号(<u>二</u>)及び(<u>三</u>)、第十六号(<u>六</u>)、第十八号の(<u>三</u>)及び(<u>三</u>)、第二十号(<u>三</u>)、(<u>七</u>)、(<u>十</u>)及び(<u>六</u>)、第二十二号(<u>一</u>)及び(<u>七</u>)、第二十五号(<u>一</u>)及び(<u>七</u>)、第二十八号(<u>五</u>)、第三十二号(<u>八</u>)及び(<u>九</u>)、第三十五号(<u>七</u>)、第三十九号(<u>六</u>)、(<u>八</u>)及び(<u>九</u>)、第四十一号(<u>五</u>)及び(<u>七</u>)、第五十一号(<u>三</u>)、(<u>五</u>)、(<u>六</u>)及び(<u>八</u>)、第五十二号(<u>三</u>)、第五十九号(<u>六</u>)、(<u>六</u>)、(<u>六</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第六十四号(<u>四</u>)、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第六十七号(<u>三</u>)、第七十三号(<u>四</u>)から(<u>四</u>)まで、(<u>四</u>)から(<u>四</u>)まで、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)、(<u>四</u>)及び(<u>四</u>)、第七十六号(<u>四</u>)から(<u>四</u>)まで、第七十九号(<u>四</u>)及び(<u>七</u>)、第八十一号(<u>五</u>)、(<u>七</u>)及び(<u>八</u>)、第八十三号(<u>五</u>)、(<u>七</u>)から(<u>十</u>)まで及び(<u>六</u>)、第八十五号(<u>一</u>)並びに第八十九号(<u>六</u>)

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第八条及び第九条第九号の二の改正規定は、公布の日から施行する。